

暴風・暴風雪・特別警報時における登下校について

1 暴風警報・暴風雪警報時

*大雨警報やすべての注意報は、対象外です。

- (1) **生徒が登校する以前**に、名古屋地方気象台から愛知県全域又は尾張西部に、暴風警報又は暴風雪警報が発表されている場合
 - ア 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
 - イ 午前6時30分から午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。
 - ウ 午前11時を過ぎても警報が継続されている場合は、授業を行わない。

*上記ア・イの場合、通常往復経路の交通機関の故障、道路、橋梁の破損、河川の決壊増水等、登校が極めて危険かつ困難な場合は、登校に及ばない。
- (2) **生徒の登校後**に、名古屋地方気象台から愛知県全域又は尾張西部に、暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合
授業を中止し、安全を確認して生徒を速やかに下校させる。但し、通学路の通行が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、生徒の安全を校内において確保する。

2 特別警報時

特別警報が発表されたときは、経験したことのないような激しい豪雨や暴風、震度6弱の地震など、異常な現象が起きる状況であるため、ただちに命を守る行動をとること。

- (1) **生徒が登校する以前**に、特別警報が発表されている場合
登校の必要なし。避難所へ避難するか、すでに外出が危険な状態に達している場合には、無理をせずに家の中のより安全な場所にとどまること。
- (2) **生徒の登校後**に、特別警報が発表された場合
授業は中止されるので、安全を確認して速やかに下校する。但し、通学路の通行が危険と認められるときなど帰宅が困難と認められるときは、学校は当該生徒の安全を確保する最善の対応をとるので、安全に下校できると判断されるまで下校しないこと。
- (3) **特別警報の解除後の措置**
校内の施設の安全の確認後、学校を再開する。この場合、伝言ダイヤルや本校のホームページ等で再開の日時等を発表するので、生徒は、通常往復経路の交通機関の故障、道路、橋梁の破損、河川の決壊増水等の安全を確認して登校すること。登校が極めて危険かつ困難な場合は、登校に及ばない。

3 上記以外で、生徒の安全確保に困難が予想される場合

暴風警報又は特別警報が発表されていないが、大雨等異常気象により生徒の安全確保に困難が予想される場合にも、気象・交通機関及び通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止をすることがあるので、本校のホームページ等の連絡に注意すること。